求職活動申立書

前職退職日		年 月	日退職	
求職活動 開始時期		年 月	日から開始	
求職活動状況 (複数回答可)	□ ハローワークに□ 既に面接を受け□ その他			

私の求職活動は、上記のとおり相違ないことを申し立ていたします。

令和	/⊤:		П
	年	Н	日

申立者住所	
氏名	児童との続柄 ()
電話	

記載上の注意等について

- ・本申立書は、求職活動を行っているまたは求職活動を行う予定にある方が対象となります。
- ・求職活動中であることが確認できる「ハローワーク受付票」等の写しを添付してください。
- ・就労決定後は速やかに就労証明書および教育・保育給付認定等変更申請書を提出してください。
- ・事実と異なる申し立てがあった場合,教育・保育給付認定等を取り消されることがありますので ご注意ください。
- ・求職活動の実態を確認するため、別途書類の提出を依頼することや、電話等にて確認を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

求職活動により保育を利用するときの注意事項について

- ・本申立書の有効期間は、求職活動の事由により、教育・保育給付認定が効力を生じた日から起算して、90日を経過した日が属する月の末日までの期間となります。
- ・期間内に就労できなかった場合に、再度、求職活動により保育の利用を希望するときは、新たに 保育の利用の申請が必要となります。教育・保育給付認定等申請書(2号・3号認定)と求職活動申立書および求職活動の実態が確認できる書類を添付して提出してください。
- ・求職活動の実態が確認できない場合、求職活動による教育・保育給付認定等ができないことがありますのでご了承ください。
- ・再度、保育の利用を希望する際は、利用調整の対象となります。他に優先度が高い保護者がいる場合は、利用していた保育所等を再度利用することができないこともありますので、あらかじめご了承ください。